

福島県公安委員会公告第6号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

令和7年4月2日

福島県公安委員会

1 検定の種別、級及び日時並びに場所

(1) 実施種別、級

交通誘導警備業務2級

(2) 実施日時

ア 学科試験

令和7年11月12日（水）午前9時から正午まで

イ 実技試験

令和7年12月17日（水）午前9時から午後5時まで

(3) 実施場所

福島県福島市黒岩字田部屋53番地の5

福島県青少年会館（電話024-546-8311）

2 検定対象者（次のいずれか又はいずれにも該当する者）

(1) 福島県内に住所を有する者

(2) 福島県内に所在する営業所に属する警備員

3 検定の定員

10名

4 検定申請手続等

(1) 受付期間

次により受付を行うが、検定申請の先着順に受検者を決定し、受検者数が定員に達したときは、受付期間中であっても受付を締め切るものとする。

令和7年10月27日（月）から同月31日（金）までの間

（午前9時から午後4時までの間）

(2) 受付場所

警備員等の検定等に関する規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。

なお、郵送による申請及び本人以外の者が行う申請は、受け付けない。

ア 福島県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署

イ 福島県内に所在する営業所に属する警備員

当該営業所の所在地を管轄する警察署

(3) 申請書類

ア 検定申請書 1通

イ 写真 2葉

(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)

ウ (2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 1通

(ア) (2)のイに該当する者

住所を疎明する書面(住民票の写し、自動車運転免許証の写し等)

(イ) (2)のイに該当する者

営業所に属する警備員であることを疎明する書面

(ウ) (2)のイとロのいずれにも該当する者

(ア)又は(イ)いずれかの書面

(4) 検定手数料 14,000円

福島県収入証紙により検定申請書の提出時に納付すること。

なお、納付された検定手数料については返還しない。

5 受検票の交付

受検票は、検定申請書の提出を受けた警察署において、後日、検定申請者に対して交付する。この受検票は、受検当日必ず持参すること。

受検票を持参していない場合、各試験を受験することはできない。

6 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験とし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

7 その他

(1) 発熱者や体調不良者等については、受験を認めない場合がある。

(2) 本検定に対する問い合わせは、福島県警察本部生活安全部生活安全企画課生活安全指導第一係(電話024-522-2151(内線3313・3314))に対して行うこと。